

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日、政府対策本部は、本県を含む13県について、3月6日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき区域から解除することを決定したため、本県においてもまん延防止等重点措置の解除と同時に、現在発動中の福岡コロナ特別警報を福岡コロナ警報に移行することとしました。

しかしながら、まん延防止等重点措置解除後も、感染の再拡大を招くことがないよう、一人一人が引き続き警戒心をもって慎重に行動することが重要です。

特に、これからは歓送迎会、花見など多くの人が集まる機会が増えるため、十分な備えが必要です。

このため、3月7日から4月7日までの1ヶ月間を「感染再拡大防止対策期間」とし、県民の皆様には、まん延防止等重点措置区域等との不要不急の往来は極力控えることや感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控えること、花見に伴う宴会など、感染防止対策が徹底されていない路上・公園等における集団での飲食は自粛すること等の協力を要請します。

また、飲食店の皆様には感染防止対策を徹底し、同一グループの同一テーブルの入店案内は4人以内とすることや滞在時間が長時間（2時間以上）とならないよう促すこと等の協力を要請します。

大学等におかれましては、文部科学省の通知を御参照いただき、部活動、課外授業における身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動は自粛するなど、引き続き、学生の学修機会の確保と感染防止対策の徹底の両立等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」

担 当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 津田
T E L：092-643-3127
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp